

「第5次大阪府障がい者計画の最重点施策として、障がい種別や障がいの程度、特性、個々の適性、ニーズに応じたきめ細かな就労支援の強化を図る。さらに、就労、就労への支援にとどまらず、安心して働き続けることができるよう、きめ細かく支援。

めざすべき姿(1) : 実際に多くの障がい者が働いている

めざすべき姿(2) : いろいろな場で障がい者が仕事ができる

障がい者就労施設近代化設備導入モデル事業費補助金【15,000千円】【新規】
障がい者就労施設に対しての工賃向上に資する生産設備導入に係る費用を助成。

③企業等への雇用だけではなく多様な障がい者の働く場の拡大

・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

重度障がい者等に対し、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施(市町村事業)

・大阪府ITステーション事業【11,917千円】

障がい者がITを活用して就労できるよう就労支援相談やIT技能習得のための講習を行うなど、「障がい者の雇用・就労支援拠点」として活動。

・障がい者在宅就業マッチング支援等事業・障がい者IT就労支援事業【11,468千円】

庁内等のIT関連業務を在宅就業支援団体でマッチング支援し、障がい者テレワーカーの在宅就労を支援。

①就労移行支援・就労継続事業の機能強化

・就労移行等連携調整事業【2,616千円】

就労系障がい福祉サービス事業所の支援力の向上のための研修を実施

・精神障がい者社会生活適応訓練事業【6,892千円】

精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことより社会的自立を促進

また、府民、企業、支援機関等に対して、精神障がい者の社会参加や就労への理解と協力が得られるよう、精神障がい者雇用セミナー(協力事業所育成講座)等を開催

②工賃水準の向上

・工賃向上計画支援事業【26,926千円】

福祉施設で働く障がい者の工賃向上を図るため、施設の経営力・技術力向上等の支援や、共同受注窓口の運営、製品「こさたん」認知度向上に向けた情報発信を実施。

・優先調達推進法に基づく調達促進

優先調達推進法に基づき「大阪府優先調達方針」を策定し、庁内調達の増進を図るとともに、市町村や民間への働きかけを実施。

・庁内職場実習の実施

(1) (2)

知的障がい者、精神障がい者、難病患者を対象に府庁等での実習機会を提供。

・三部局連携WGの運営(福祉、商労、教育)

(1) (2)

障がい福祉計画の目標達成に向けて、福祉部、商工労働部、教育庁で主に障がい者の就労等の支援に関わる者を対象とした障がい者雇用就労施策・制度勉強会等を開催。

・行政の福祉化推進会議公務労働検討チームの運営

(1) (3)

大阪府の公務労働内における知的障がい者等の適職の調査研究、就労機会の確保方策や大阪府の委託業務を活用した就労機会の確保方策の検討。知的障がい者、精神障がい者の正規雇用に係る職場定着支援等の実施やあり方及び効果検証等を実施。

①障がい者雇用の拡大

・ハートフルオフィス推進事業【113,869千円】

事務補助業務を全庁から集約し、専任指導員のもと、知的障がいのある非常勤職員が作業を行う「ハートフルオフィス」を設置・運営するとともに、精神障がいのある非常勤職員を障がい特性に合わせ各所属に配置し、そこでの業務経験を活かして一般就労移行を促進。

②企業等の障がい者雇用に関する理解促進

・障がい者サポートカンパニー登録制度(福祉、商労、教育)

障がい者の雇用や職場体験実習の受入れ、福祉施設への商品発注などの就労支援を積極的に実施する企業等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、府内の障がい者雇用の気運を高めるため、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進。

めざすべき姿(3) : 障がい者が長く働き続けることができる

・障がい者就労・生活支援の拠点づくり推進事業【112,518千円】

就業及びそれに伴う日常生活の支援を必要とする障がい者に対して、府内18か所の「障害者就業・生活支援センター」に、生活支援ワーカー2名を配置し、別途国から配置される就業支援ワーカーとともに、生活面及び就労面を総合的に支援。

・三障がい正規職員雇用に係る職場定着支援等

ハートフルオフィス推進事業で蓄積したノウハウをもって、人事局と連携し、知的又は精神障がいのある職員及び所属へのサポートや研修等、定着支援における技術的支援を専門職が実施。

◇ **横断的な取組み**

・公契約における障がい者雇用の創出と継続雇用に向けた支援

(1) (2) (3)

総合評価一般総合入札制度や公の施設の指定管理者制において、障がい者雇用や継続雇用を評価対象とすることで雇用創出を図る他、ハートフル条例に基づき「障がい者等の職場環境整備等支援組織」を認定し、公契約において雇用された障がい者等の職場定着や継続雇用を推進する組みを実施。

・既存資源の福祉的活用

(1) (2)

府有施設を活用し、主に清掃業務を通じた就労訓練等を実施。

・大阪府自立支援協議会就労支援部会

大阪府障がい者自立支援協議会に就労支援部会を設置し、労働局をはじめとした国の関係機関や市町村と連携のもと、情報共有のしくみ(ネットワーク)づくりなど、実効的な連携方策をはじめ、就労に関する課題等について協議・検討し、府内における雇用・就労促進のための取組みを推進。

・就労支援部会工賃委員会

就労支援部会の下に設置し、工賃向上計画支援事業(工賃向上計画の策定・評価等)及び優先調達法に基づく「大阪府優先調達推進方針」の策定に関すること等、主に就労継続支援B型事業所への支援方策を協議・検討。